

# 令和5年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年4月25日(火) 午後9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 12名

1番 島津 博道

6番 谷内 誠一

11番 山本 秀夫

2番 笹川 稔

7番 奥堂 敏春

12番 森谷 正美

(欠 席)

8番 小田原 寛

13番 田上 正男

4番 北濱 陽子

9番 石倉 稔

(欠 席)

5番 池端 共栄

10番 谷内 吉夫

(欠 席)

(2) 欠席委員 3名

3番 河内 よし 14番 安 津久人 15番 田中 喜義

(3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

輪島6番 東 一朗

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 岡本美由紀

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(3) 議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請承認について

(4) 議案第17号 非農地証明願承認について

(5) 議案第18号 輪島農業振興地域整備計画の変更について

## 7 報告事項

(1) 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9:30 閉会 10:30

議長

開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は11名であります。  
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思  
います。これに、ご異議ありませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席番号6番 谷内 誠一委員及び議席番号9番 石倉 稔委員の両委員を指名いたします。

議案の提案をいたします。【議案第14号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

【議案第14号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番を議案書をもとに朗読】1番、土地の所在地は〇〇、登記地目は田、登記面積は393㎡です。譲り受ける人は社会福祉法人〇〇、譲り渡す人は〇〇の〇〇さんです。売買契約による所有権移転です。先月5条申請で提出しましたが、県から3条申請ではないかと指摘を受けて今回の申請となりました。社会福祉法人〇〇は〇〇にヘルパーステーション・地域交流センター建設を計画しており、利用者のための農園場として農地を取得するものです。農地所有適格法人ではありませんが、農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号のハに規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を該当目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当し、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

今回申請があった農地は、田393㎡です。以上です。

議 長	それでは、申請番号 1 番について議席番号 14 番安 津久人委員が本日も欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事 務 局	事務局より報告します。安委員より問題ないのご意見をいただいております。以上です。
義 長	それでは質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 14 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 14 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 15 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 15 号農地法第 4 条の規定による申請を議案書をもとに朗読】 1 番、土地の所在地は〇〇、登記地目は田、面積は 157 m <sup>2</sup> 、申請者は〇〇の〇〇さんです。転用目的は自己住宅です。現在住んでいる住宅の老朽化にともない建て替えをするものです。農地の広がり 10ha 未満のため 2 種農地、立地条件は集落接続に該当すると考えます。今回申請があった農地の面積は 田 157 m <sup>2</sup> です。以上です。
義 長	それでは、申請番号 1 番について輪島 6 番東 一朗委員よりご意見願います。
東 委 員	先週の金曜日に田上会長他関係者と現地調査に行きました。当該地は国道から少し入ったところで、周囲は住宅とハウスがあります。議案書にも書いてありますが 2 種農地で、農地が集中しているところではございませんので、周りには影響がないと思いますので、よろしく

東 委員	お願いします。
議 長	それでは質疑を許します。
各 委員	(意見・質疑なし)
議 長	それでは採決を取ります。 【議案第 15 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 15 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 16 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 16 号農地法第 5 条の規定による申請を議案書をもとに朗読】 1 番、土地の所在地は〇〇含む 5 筆、登記地目は田、面積は 1,045 m <sup>2</sup> です。譲り受ける人は株式会社〇〇、譲り渡す人は〇〇の〇〇さんと、〇〇さんです。売買契約による所有権移転です。転用目的は株式会社〇〇が経営する共同住宅の入居者のための駐車場です。3 種農地のため原則許可できると考えます。今回申請があった農地は 5 筆、田 1,045 m <sup>2</sup> です。以上です。
議 長	それでは、申請番号 1 番について議席番号 14 番安 津久人委員が本日も欠席なので、事務局より委員に代わり報告願います。
事 務 局	事務局より報告します。安委員より問題ないのご意見をいただいております。以上です。
議 長	これより質疑を許します。
各 委員	(意見、質問なし)

義 長	それでは採決を取ります。【議案第 16 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 16 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【議案第 17 号】の農地法の適用を受けない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。
事 務 局	<p>【議案第 17 号非農地証明願承認を議案書をもとに朗読】</p> <p>1 番、土地の所在地は〇〇、登記地目は畑含む 2 筆、登記面積は合計で 121 m<sup>2</sup>、申請者は〇〇の〇〇さんです。〇〇番地については先代が昭和 41 年に現在の母屋を建てた際に、以前から立っていた家の一部を残して増築しています。その残した家の地目が畑になっていました。当初は〇〇番地のみ申請でしたが、現地確認をした際に〇〇番地についても、先代が家の入口前までをコンクリで道にしてしまっていたため追加申請となりました。農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないと考えます。</p> <p>今回申請があった農地は 2 筆、田 62 m<sup>2</sup>、畑 59 m<sup>2</sup>、合計 121 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
義 長	それでは、申請番号 1 番について議席番号 2 番 笹川 稔委員よりご意見願います。
笹川委員	21 日現地調査に行きました。当該地の住宅は昭和 41 年に家の建て替えをして現在に至っております。周辺農地、住民に対しての影響はないと思います。皆さんの意見を伺いたいと思います。以上です。
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)
義 長	それでは採決を取ります。【議案第 17 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。

各委員	(異議なし)
義長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 17 号】は、原案どおり可決決定いたします。
小田原委員	(小田原委員、入室)
義長	次に【議案第 18 号】の輪島農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	<p>【議案第 18 号輪島農業振興地域整備計画の変更について、議案書をもとに朗読】今回、農用地から除外する土地は、(2)に記載されている、登記地目は田、〇〇、面積は 511 m<sup>2</sup>です。昨年 9 月に駐車場にしたいと転用の相談を受けており、3 種農地のため原則許可できる土地です。転用の許可申請書については未提出です。</p> <p>次に農用地になる土地は (3) に記載されている、登記地目は田、〇〇、面積は 272 m<sup>2</sup>です。中山間の補助金の対象とするためです。現地写真は除外予定地は 4 ページ、追加予定地は 5 ページになります。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、農業委員会の意見を求めます。以上です。</p>
義長	これより質疑を許します。
各委員	(意見、質問なし)
義長	それでは採決を取ります。【議案第 18 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 18 号】は、原案どおり可決決定いたします。次に【報告第 5 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。

事務局	【報告第5号農地法第3条の3の規定による届出について議案書をもとに朗読】今回届出があった農地の合計は 297 筆、面積は 田 50,178.43 m <sup>2</sup> 、畑 22,861.29 m <sup>2</sup> 、合計で 73,039.72 m <sup>2</sup> です。以上です。
義 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	それでは、【報告第5号】を終わります。次に「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については石倉 稔委員より報告をお願いします。
石倉委員	(石倉委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告)
義 長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

令和 5年 4月 25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本美紀

輪島市農業委員会会長

田上正男

署 名 委 員 6 番

谷内誠一

署 名 委 員 9 番

石倉稔